

地域力強化に関する検討の経緯

各 制 度 の 変 遷

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・ 生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	ゴールドプラン ・施設整備量等の整備目標を設定				
1990	福祉8法改正 ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化				
1993					福祉活動参加指針
1994	新ゴールドプラン		エンゼルプラン		
1995		障害者プラン			
1998					社会福祉基礎構造改革 ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	介護保険法施行 ゴールドプラン21		新エンゼルプラン		社会福祉事業法等改正 ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			待機児童ゼロ作戦		
2003		改正身体/知的障害者福祉法施行 ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更	次世代育成支援対策推進法		
			子ども・子育て応援プラン		
2005	介護保険制度改正 ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等	障害者自立支援法 ・3障害（身体・知的・精神）の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等		自立支援プログラム導入	

各 制 度 の 変 遷 (続 き)

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・ 生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓ 報告書
	・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設		・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など)		
2013		障害者総合支援法施行			
		・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加			
2014	医療介護総合確保推進法			生活保護法改正	生活困窮者自立支援法制定
	[介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等			・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化	・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
	↓ 施行		↓ 施行	↓ 施行	↓ 施行
2015					社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
	新たな福祉の提供ビジョン				
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
	ニッポン一億総活躍プラン				
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置				

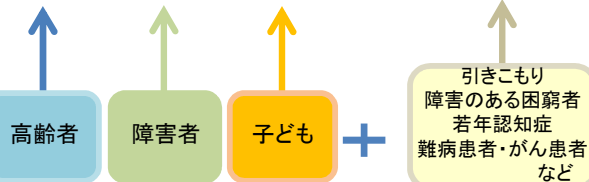
～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～ 平成27年9月

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て＋資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 〕による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
・ 運営ノウハウの共有
・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

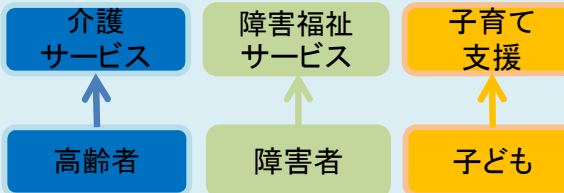
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

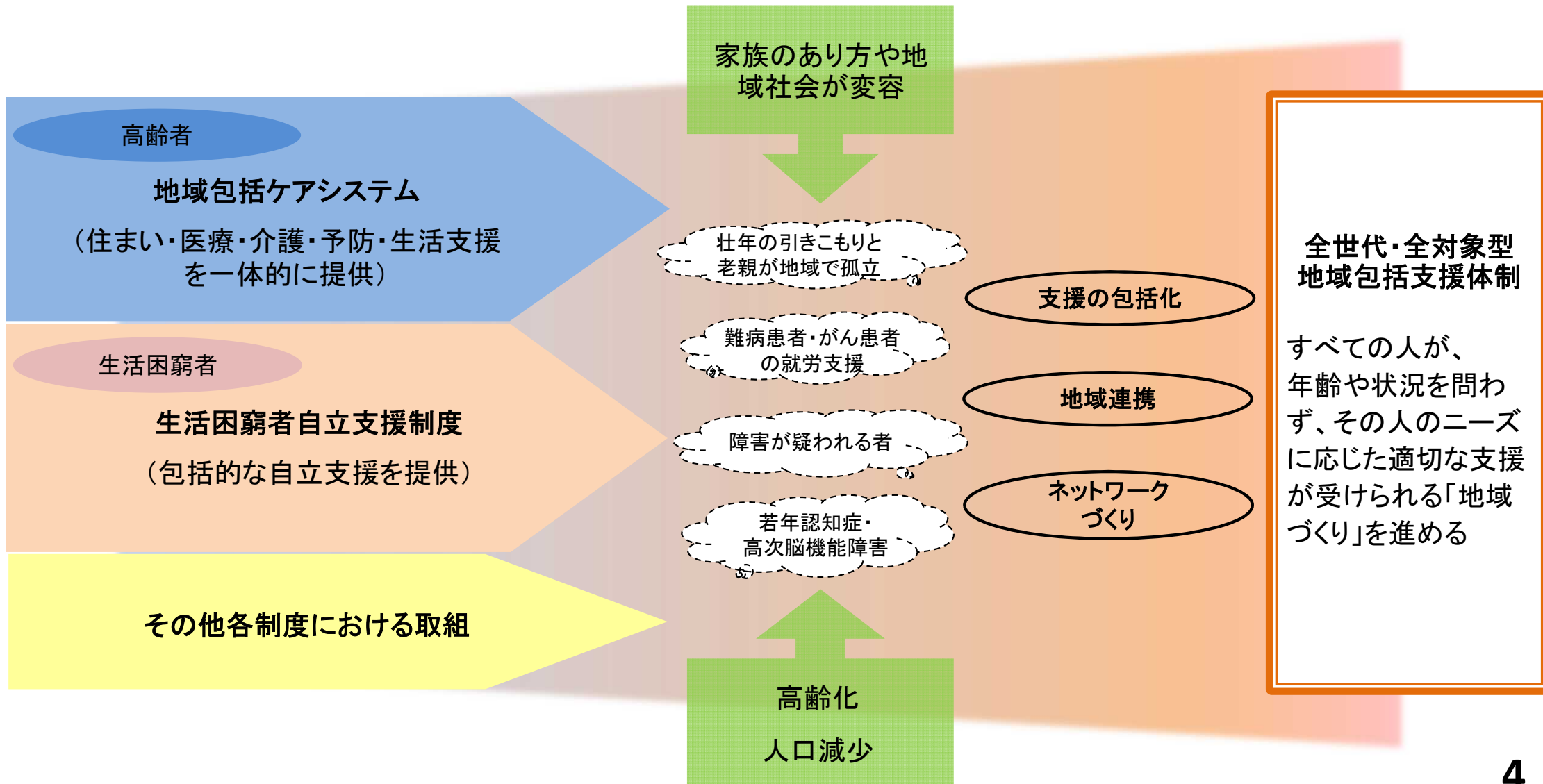
3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



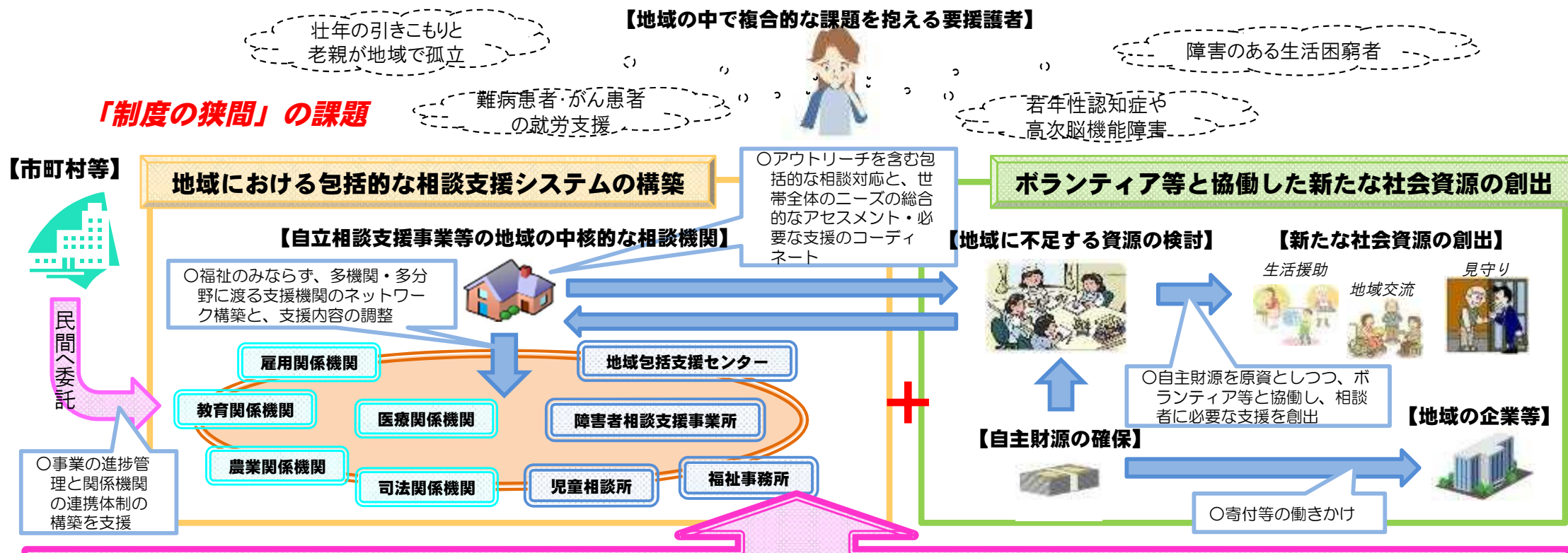
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」のイメージ

平成28年度予算額：500,000千円

○福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等と協働し、地域に必要なとされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

○具体的には、市区町村が実施主体となって、地域の中核となる相談機関を中心に、以下の取組を行う。

- ① 相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、
- ② 相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、
- ③ 多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、
- ④ 地域に不足する社会資源の創出を図る。



上記のモデル的取組を通じ、ノウハウ等を集積し、これらを横展開することを通じて、誰もが安心して身近な地域で暮らせるよう、全国各地で包括的な相談支援システムを構築していくことを目指す。

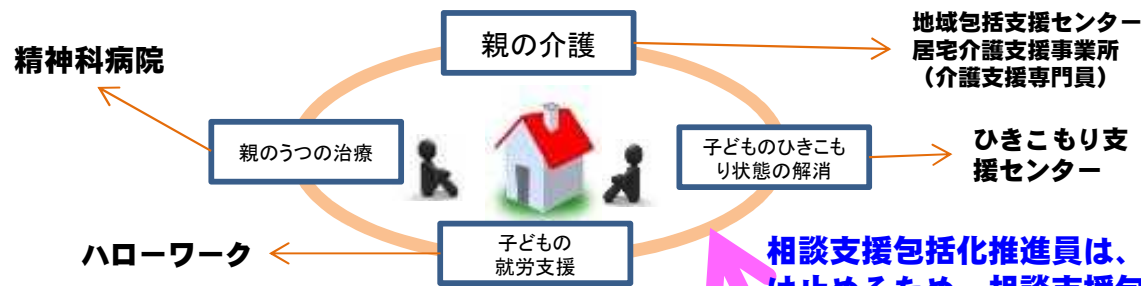
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」による支援対象者のイメージ

○ 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」においては、複合的かつ多様な課題を抱えているが故に必要な支援につなげていない、次のようなケースを主たる支援対象として事業を展開する。

- ① 相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース
- ② 相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース
- ③ 既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース
- ④ あるいはこれらが複合しているケース

【具体的な支援対象者のイメージ】

（要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもが同居）



- 包括的なアセスメントの実施
- 相談内容の共有
- 関係機関のネットワーク化
- それぞれの役割分担の整理

（障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる人）



相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、相談支援包括化推進会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進

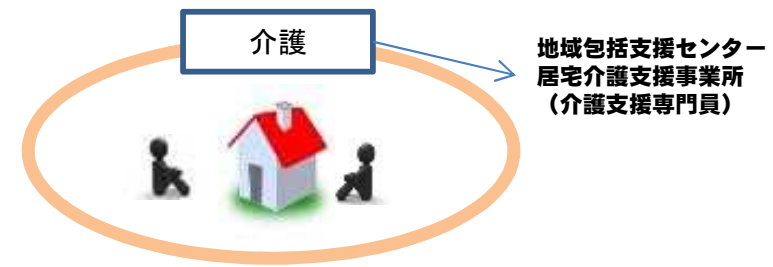
- 新たな社会資源の創出の働きかけ
- 支援内容のモニタリング

（医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居）



※ 生活困窮に起因するニーズがある場合には、自立相談支援機関を中心に対応。

（単独の機関で対応可能なニーズに留まる世帯）



⇒ この事業の対象とはならず、各機関で対応。

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(1) 経済社会の現状

(成長の隘路である少子高齢化)

- 少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。日本が、少子高齢化に死にもの狂いで取り組んでいかなない限り、日本への持続的な投資は期待できない。
- 他方、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者などがたくさんおられる。こうした潜在力とアベノミクスの果実を活かし、今こそ、少子高齢化という日本の構造的問題に、内閣一丸となって真正面から立ち向かう必要がある。

(2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。
- これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。
- 半世紀後の未来でも、人口一億人を維持する。ただ人口一億人を維持すればよいというわけではない。力強く日本の経済が成長していくとともに、その成長という手段を使って、国民みんながそれぞれの人生を豊かにしていくことを目指していく。一人ひとり、それぞれの人生を大切に考える考え方が、一億総活躍であり、国家による押しつけといった、すべてを画一的な価値観にはめ込むような発想とはむしろ対極にある考え方である。誰もがもう一歩前に踏み出すことのできる一億総活躍社会を創り上げることは、今を生きる私たちの、次世代に対する責任である。

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向 (4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

- ・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：
保育士 約6割（2015年度・推計）
介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NP0との連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・ **地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNP0などが中心となって、小中学校校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。**
- ・ 多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・ **共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。**
- ・ 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・ **育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。**
- ・ 医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・ 医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度以降	指標
地域課題の 解決力の強化／ 福祉サービスの 一体的提供／ 総合的な 相談支援体制づくり	誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 ――新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン―― (平成27年9月17日・厚生労働省)	福祉サービスの一体的提供について運用上の対応が可能な事項のガイドラインを策定	設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	検討結果を踏まえた対応を実施										2020年～2025年 を目途に： 地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
		相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討	各地域における体制の確立・充実											
医療、介護、福祉の 専門資格における 共通の基礎課程の 検討・ 業務独占資格の 対象範囲の見直し		介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討 福祉系国家資格を有する者に対する保育士養成課程・保育士試験科目の一部免除について検討	各資格の履修内容に関する研究	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論			新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格にとどまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施						2021年度： 新たな共通の基礎課程の実施	
			資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から履修期間短縮を実施	可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用										
			単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。 可能な資格から単位認定を実施	業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施										

9

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

「地域共生社会」実現の全体像イメージ(たたき台)

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料

“我が事”

我が事・丸ごとの地域づくり

- ・住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり
- ・市町村による包括的な相談支援体制の整備
- ・地域づくりの総合化・包括化(地域支援事業の一体的実施と財源の確保)
- ・地域福祉計画の充実、各種計画の総合化・包括化
- 等

“丸ごと”

サービス・専門人材の丸ごと化

- ・公的福祉サービスの総合化・包括化(基準該当サービスの改善、共生型の報酬・基準の整備)
- ・専門人材のキャリアパスの複線化(医療・福祉資格に共通の基礎課程の創設、資格所持による履修期間の短縮、複数資格間の単位認定の拡大)
- 等

- ・地域共生社会の理念の共有化
- ・国、自治体、社会福祉法人、住民の責務と行動

3. 地域共生社会の実現

(世帯全体の複合的な課題を受け止める包括的・総合的な相談支援等の推進) 【一部推進枠】 (*) 【10億円】

- 育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。
- 包括的・総合的な相談体制の構築を目指して、各分野の相談体制の充実を図るため、子育て世代包括支援センター、ひとり親家庭の相談窓口の設置、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関等において、各分野での地域における生活を支える拠点を構築し、専門職がサポートする体制を構築する。

(地域の支え合いの再生・活性化) 【一部新規】 【一部推進枠】 (*) 【32億円】

- 小中学校区等の住民の身近な圏域で、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）等の専門職によるバックアップのもと、地域課題の把握、住民団体等によるインフォーマル活動への支援、公的な相談支援機関等との課題の共有を行い、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。
- 住民に身近な圏域での地域の支え合いの再生・活性化を図る観点から、障害者の地域生活推進のための自発的な取組への支援、高齢者施策の生活支援コーディネーターによる地域の多様な主体間の情報共有や連携体制づくり、自殺対策「ゲートキーパー」の養成、ボランティア休暇等の普及、地域の健康増進活動支援、インフォーマル活動の活性化や人材の発掘等により、地域における顔の見える関係づくりや地域課題の共有、孤立防止等の課題解決に向けた取組を支援する。

(多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進) 【一部新規】 【一部推進枠】 (*) 【236億円（うち特別会計187億円）】

- 地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高年齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

(民間事業者と協働して行う地域福祉・健康づくり事業の実施) 【新規】 【1.5億円】

- 地域の福祉・医療ニーズが多様化・複雑化する中、民間の資金やノウハウを活用した地域の社会的課題への対応（「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）」の手法の活用）について検討を行う。

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ

平成28年7月15日
第1回「我が事・丸ごと」
地域共生社会実現本部
資料(一部修正)

小
中
学
校
区

市
町
村

ご近所、自治会

A地区



地域の社会資源
(インフォーマルサービス等)
ボランティア、PTA、老人クラブ、子ども会、NPO 等

様々な課題を抱える住民
(生活困窮、障害、認知症等)

地域活動を行う地区社協、福祉委員会等

地域課題の把握

地域活動を行う人材の発掘、育成
→ 生涯現役社会の実現

民生委員・児童委員

相互連携／生活支援コーディネーター、CSW等による
バックアップ(住民による地域活動の体制強化)

C地区

B地区

地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根差した活動を行うNPOなどが中心となって、**小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり**を支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

福祉のみならず、多機関・多分野に渡る支援機関のネットワーク構築。支援内容の調整等

地域では解決できない課題

※平成28年度モデル事業(多機関の協働による包括的支援体制構築事業)で実施

生活困窮

児童

雇用

障害

高齢

相談支援包括化推進員※

包括的・総合的な
相談支援体制の確立

育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、**世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作り**を進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

地域力強化をとりまく様々な資源

社会福祉法人
198,237か所(H26)

ボランティア
7,609,487人(H28)

NPO、協同組合、共同募金 等

ひきこもり
地域支援
センター
69か所
(64自治体,H28)

自立相談支援機関(生
活困窮者)
1,345か所
(H27)

福祉事務所
1,247か所
(H28)

児童相談所(子育て)
209か所(H28)

ひとり親家庭子育て
相談(子育て) 112か所

地域子育て支援
拠点(子育て)
6,818か所(H27)

子育て世代包括支援
センター(子育て)
720か所(296市町村)(H28)

利用者支援事業
930か所(H27)
※一部子育て世代包括支援セン
ターと重複あり

相談支援事業所
(障害)
7,927か所(H27)

基幹相談支援
センター(障害)
429市町村(H27)

生活支援コーディネーター(高齢)
第2層
第1層

地域包括支援センター(高齢)
4,685か所(H27) プランニングを含め7,268か所

難病相談
支援センター
47か所

民生・
児童委員
232,112人(H28)

地域運営組織
1,600超(H27)

地区社協
656か所(H24)

がん相談支援センター
がん診療連携拠点病院数: 427施設

保健所 480か所 市町村保健
センター 2466施設
(H28)

自治会
298,700か所
(H27)

市町村社協
1,721か所(H28)
(地区担当・支所)

小地域

中地域(小・中学校区)

広域(市町村)

都道府県

検討の枠組みについて（予定）

分野	これまでの政府方針等	当面の検討の場
生活困窮者自立支援のあり方	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）附則第2条、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に基づく検討	生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（本年10月～）
地域における相談体制構築等に向けた検討（地域共生社会関連）	「1億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）に基づく検討 ※「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の地域力WG関連事項	地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（本年10月～）
生活保護	＜制度＞ 生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）附則第2条、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）に基づく検討	生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会（本年7月～）等
	＜基準＞ 生活保護基準の検証手法の検討、検証の実施（検証は5年に1度定期的に実施。次期検証は平成29年度。）	社会保障審議会生活保護基準部会（本年5月～）

今後の進め方のイメージ（たたき台）

